

被扶養者の認定申告をするときに必要な添付書類一覧

※必ず、『公立学校共済組合被扶養者認定関係事務必携（事務処理編）』に基づき手続きしてください。

新規被扶養者認定申告書（普通認定） 添付書類一覧

事由	添付書類	提出先
組合員が公立学校共済組合他支部から異動してきたときで、異動前から引き続き被扶養者の認定をするとき（※）	○異動前の組合員証（写）及び 被扶養者証（写） ※異動前の組合員証（原本）及び被扶養者証（原本）は新規共済組合員申告書（共済様式7号）に添付して共済組合へ提出する。	所属
	○被扶養者認定に関する申立書 （共済様式2－1号）	所属
組合員が地方職員共済組合、市町村職員共済組合、国家公務員共済組合、警察共済組合から異動してきたときで、異動前から引き続き被扶養者の認定をするとき（※）	○異動前の組合員証（写）及び 被扶養者証（写）	所属
	○被扶養者認定に関する申立書 （共済様式2－1号）	所属
扶養者が組合員となったとき（組合員資格取得者に被扶養者がいたとき）、新たに認定事由が生じた被扶養者を認定するとき（※）	認定事由が離職の場合 ○離職の日が確認できる書類 ※その他の認定事由の場合は、扶養手当認定書類で確認を兼ねる。	所属
（※）上記に加えて必要	添付書類	提出先
組合員が厚生年金第2号被保険者であり、被扶養者が20歳以上60歳未満の配偶者であるとき	○国民年金第3号被保険者関係届 （共済様式2－6号）	共済
	○配偶者の年金手帳等の基礎年金 番号を確認できる部分（写）	所属
	事実発生日から30日以上経過してから認定申告をする場合 ○国民年金第3号被保険者該当に 関する証明（共済様式2－5号）	共済

新規被扶養者認定申告書（特別認定） 添付書類一覧

事由	添付書類	提出先
・扶養者が組合員となったとき（組合員資格取得者に被扶養者がいたとき）（※） ・新たに認定事由が生じた被扶養者を認定するとき（※）	○戸籍謄本（除籍された者も記載されているもの）	新潟市 教育
	○市町村の所得証明書（学生かつ無収入の者は除く）	委員会
	○同一生計構成員調書 (共済様式 2－3 号)	又は 教育
	○認定申告理由書 (共済様式 2－2 号)	事務所
	<u>○認定申告理由書に基づく</u> 添付書類一式 ※被扶養者の状況により必要書類が異なりますので、ご確認ください。	
(※) 上記に加えて必要	添付書類	提出先
組合員が厚生年金第 2 号被保険者であり、被扶養者が 20 歳以上 60 歳未満の配偶者であるとき	○国民年金第 3 号被保険者関係届（共済様式 2－6 号）	新潟市 教育 委員会 又は
	○配偶者の年金手帳等の基礎年金番号を確認できる部分（写）	教育
	事実発生日から 30 日以上経過してから認定申告をする場合 ○国民年金第 3 号被保険者該当に関する証明（共済様式 2－5 号）	事務所